

第6章 保護に係る諸手続き

重要文化財（建造物）松江城天守の保存、活用にあたり、文化財保護法及びその他の関係法令に規定される手続きについて示す。また、本保存活用計画の改正に係る手続きについて示す。

1. 重要文化財（建造物）

（1）き損届

重要文化財がき損した場合、所有者は、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。（文化財保護法第33条）

【き損届に記載すべき事項】

1. 重要文化財の名称及び員数
 2. 指定年月日及び指定書の記号番号
 3. 重要文化財の指定書記載の所在地
 4. 所有者の名称及び住所
 5. き損の事実の生じた日時及び場所
 6. き損の事実の生じた当時における管理の状況
 7. き損の原因並びにき損の箇所及び程度
 8. き損の事実を知った日
 9. き損の事実を知った後に執られた措置、その他参考になるべき事項
- <添付書類>
- ・ 写真又は見取図その他き損の状態を示す書類等

（2）修理届

重要文化財を修理しようとするときは、所有者は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。（文化財保護法第43条の2）

修理届に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく文化庁長官に報告しなければならない。（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第3条）

修理届を必要としない行為は以下の通り。

- ・ 文化庁から補助金の交付を受けて行う修理
- ・ 文化庁長官の命令または勧告を受けて行う修理
- ・ 文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理

修理届の提出を必要としない「軽微な修繕」に含まれる行為については、第2章保存管理計画第4節第4号を参照。

【修理届に記載すべき事項】

1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 重要文化財の指定書記載の所在地
4. 所有者の名称及び住所
5. 修理を必要とする理由
6. 修理の内容及び方法
7. 修理の着手及び終了の予定時期
8. 修理施工者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
9. その他参考になるべき事項

＜添付書類＞

- ・ 設計仕様書
- ・ 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

（３）現状変更許可申請

重要文化財に関し、その現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。（文化財保護法第43条第1項）

文化庁長官は、現状変更を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

【現状変更許可申請に記載すべき事項】

1. 重要文化財の名称及び員数
2. 指定年月日及び指定書の記号番号
3. 重要文化財の指定書記載の所在地
4. 所有者の名称及び住所
5. 現状変更許可申請者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
6. 現状変更を必要とする理由
7. 現状変更の内容及び実施の方法
8. 現状変更の着手及び終了の予定時期
9. 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
10. その他参考になるべき事項

＜添付書類＞

- ・ 現状変更の設計仕様書及び設計図
- ・ 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- ・ 現状変更を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

※保存に影響を及ぼす行為の許可申請の場合には、上記の「現状変更」を「保存に影響を及ぼす行為」に置き換える。

現状変更の許可を要さない行為は以下の通り。

・ 維持の措置

重要文化財指定時の状況に復するための修理で、同種、同材、同仕様によるもの。ただし、前述（２）の修理届を提出しなければならない。

- ・非常災害のために必要な応急処置

シートや合板等による破損箇所の養生。ただし、処置後には、速やかに、き損届を提出する。

予想される災害に対する応急的な予防処置など。ただし、処置後には、文化庁に事務連絡を行う。

（４）保存に影響を及ぼす行為の許可申請

重要文化財に関し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。（文化財保護法第43条第1項）

文化庁長官は、保存に影響を及ぼす行為を許可するにあたり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

保存に影響を及ぼす行為の許可を要さない行為は以下の通り。

- ・保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合

例えば、設備の保守点検のために重要文化財（建造物）の内外に仮設物を設置し、それが一時的なもので、重要文化財（建造物）と接触する部分が十分に養生されている場合。また、躯体に新たな貫通を要しない範囲で、建築設備の機器更新なされる場合など。

（５）防災施設の機能低下等に係る報告

国庫補助により設置した防災施設に機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告する。（文化財保存事業費関係補助金交付要綱（19））

（６）書類の経由

上述（１）～（４）の書類（申請書、届出書等）は、島根県教育委員会を経由して文化庁に提出する。書類提出の要否が不明快な場合には、その都度、島根県教育委員会（担当課：文化財課）を通じて文化庁（担当課：文化財部参事官（建造物担当））に確認する。

2. 史跡

（１）現状を変更しようとする場合

- ・許可の申請を要しない行為

文化財保護法第125条第1項ただし書に規定する「維持の措置を執る場合」、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」については、現状変更等の許可を要しない。

- ・ 松江市教育委員会に現状変更の許可申請が必要なもの
文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、同法第184条の規定に基づく同法施行令第5条第4項の規定による文化庁長官の権限に属する事務については、現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む。）を松江市教育委員会が行う。
- ・ 文化庁長官に現状変更等の許可申請が必要なもの
上記を除くすべての現状変更等は、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、文化財保護法第168条により各省各庁の長及び各省各庁の長以外の国の機関の場合は、あらかじめ文化庁長官の同意を求めなければならない。
- ・ 現状変更の許可が認められない場合
 - イ) 史跡松江城環境整備指針に定める基準等に反する場合
 - ロ) 史跡松江城の滅失、き損または衰亡の恐れがある場合
 - ハ) 史跡松江城の景観を阻害または著しく減じると認められる場合

3. 都市公園関係

(1) 行為の制限

都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- ・ 募金その他これに類する行為をすること。
- ・ 業として写真又は映画を撮影すること。
- ・ 物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為をすること。
- ・ 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は前項の許可をしない。

- ・ 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- ・ 建物又は附属設備若しくは備品を損傷し、又は滅失する恐れがあると認められるとき。
- ・ 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。
- ・ 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認めるとき。

- ・市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(2) 行為の禁止

都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- ・都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- ・竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- ・土地の形質を変更すること。
- ・鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ・貼紙若しくは貼札をし、又は広告をすること。
- ・立入禁止区域に立ち入ること。
- ・指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- ・たき火及び野営をすること。
- ・都市公園をその用途外に使用すること。

(3) 利用の禁止又は制限

市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険である認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(4) 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更

法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- ・占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- ・占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(5) 監督処分

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、現状回復若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

- ・この条例又はこの条例に基づく処分に違反している者
- ・第6条第4項各号のいずれかに該当する理由を有することが判明した者
- ・この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- ・偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可

を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- ・都市公園に関する松江市の行う工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- ・都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- ・都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

4. 本保存活用計画の改正

本保存活用計画の内容を変更するときには、変更の内容について島根県教育委員会（文化財課）及び文化庁文化財部参事官（建造物担当）と事前に協議を行う。

変更後の計画は、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針（平成11年3月24日、文化財保護部長裁定）に基づき、変更前の計画を添えて島根県教育委員会を経由して文化庁へ提出し、確認を受ける。